

〈写真はイメージです〉 は免罪符のこと?

千葉県大網白里町 藤沢勝一郎

十月二十三日～二十五日に行われた、ふるさと上越との「秋の交流会」に参加して、上越観光物産センターで

家族へのみやげ物を買って帰った時のこと。妻も、同居している妻の母も上

越市出身であり「蟹」は大好物である。

その懐かしいふるさとの味を：との

思いで買った数種類のみやげ物の一つに「わかめ入り かにみそ汁（五袋入）」

がある。二人は喜んで封を切り、お椀

に中身を入れた時に驚いた。表袋の写

真にあるような「蟹」に代わり、人の

手の指先の爪を切った程の大きさ（長

さ一センチ、幅と厚さ各一ミリ程度）

の乾燥したものが数個入つていただ

け。お湯を注いでも風味すら感じない。

「何、これ。お父さん、これ本当に
上越観光物産センターで買ったの？」

私「そうだよ」。

「袋の写真と大違い。百円や二百円
のものじゃないでしょ?」。

後の会話は、想像におまかせ。

表袋の写真の下には〈写真はイメー

ジです〉とある。それにしてもひどい
ものだ。

三本の身が入っているイメージ写真
が、実は切った指の爪先程度のものが
数個。

〈イメージ写真〉と記載してあれば、
中身と大違いであっても免罪符になる
のか？

袋裏には、販売者の記載はあつても
製造会社の名前は無い。

客は、袋の中身まで見て買うわけでは
ない。

上越観光物産センターは、自ら中身
をチェックし、自信を持つて売れるも
ののみ取り扱うべきである。

そうでなければ、自らも、ひいては
上越産品そのものの信頼性を損ねる結
果に繋がりなりかねない。（怒）



カニの身が全く見当たらないかに汁